

東青

# みどりの通信

奥津軽  
いまべつ駅  
2016.3.26開業

No.102  
平成27年  
12月15日



東青地域県民局地域農林水産部  
■ 農業普及振興室 ■

〒030-0861  
青森市長島二丁目10番3号 青森フコク生命ビル6F  
TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305  
E-mail hi-nosui@pref.aomori.lg.jp



## 地域経営を担う集落営農組織が新たに法人化しました

平成27年11月11日、東青地域に新たな集落営農法人が2法人誕生しました。

一つは青森市左堰の農事組合法人左堰。同組合の前身である左堰営農組合は平成18年11月に東青管内初の集落営農組織として設立されました。平成26年7月に法人設立準備委員会を立ち上げ、集落営農組織の法人化や農地中間管理事業に関する勉強会等を開催するなど法人設立に向けた準備を進めてきました。

10月30日に開催された設立総会では、工藤隆志代表理事が「高齢者や後継者不足により離農者が増えている中で、当法人が農地の受け皿となり、地域の水田を守っていききたい」と力強くあいさつ。来年度から組合員22名、経営面積64.9haで、主食用米と飼料用米にそばを組み合わせた法人経営を本格的にスタートすることになります。

もう一つは蓬田村郷沢の農事組合法人ごうさわ。同組合の前身である郷沢集落営農組合は平成19年3月に蓬田村唯一の集落営農組織として設立され、半農半漁地帯において、水稻とそばを基幹品目とした経営を展開してきました。今年3月に法人設立準備委員会を立ち上げ、旧組合の役員で法人設立に向けた準備を進めてきました。10月21日に開催された設立総会では、大宮正志代表理事が「高齢化や担い手不足により農業経営基盤が脆弱化しているが、農地集積や農作業の効率化を図り、郷沢地域の農業を担っていききたい」と決意を述べ、現在組合員22名、経営面積75.3haでスタートした法人経営の体制強化に取り組んでいるところです。

本県が推進する「攻めの農林水産業」では、本格的な人口減少社会を迎える中で、本県の農山漁村の持続的な維持発展に向けて、集落などの「地域」をひとつの会社として捉え、「経営」していくという「地域経営」を施策の柱としています。両法人が「地域経営」のモデルケースとして、効率的な水田農業を確立し、組合員の農業所得を確保することはもとより、地域農業を担う経営体として、地域の経済や社会を支えていくことを期待します。

本県が推進する「攻めの農林水産業」では、本格的な人口減少社会を迎える中で、本県の農山漁村の持続的な維持発展に向けて、集落などの「地域」をひとつの会社として捉え、「経営」していくという「地域経営」を施策の柱としています。両法人が「地域経営」のモデルケースとして、効率的な水田農業を確立し、組合員の農業所得を確保することはもとより、地域農業を担う経営体として、地域の経済や社会を支えていくことを期待します。



(農) 左堰役員一同



(農) ごうさわ設立総会



## 「青天の霹靂」 デビュー！

青森県の新しいお米「青天の霹靂」がついにデビューしました。「青天の霹靂」は、昨年度参考品種ながらも、日本穀物検定協会食味ランキングで青森県初の「特A」を取得し、県産米全体の評価向上を牽引していくことが期待されています。

東青管内では、青森市の20戸の農家が約25ha作付けしました。農業普及振興室では、関係機関との連携の下、『東青地域「青天の霹靂」生産指導プロジェクトチーム』を平成27年3月31日に設立し、厳しい栽培基準や出荷基準の全量クリアを目指して県と地域が一体となった指導を展開してきました。

その甲斐あって、当管内の「青天の霹靂」は、玄米タンパク含量6.4%以下の出荷基準を全量クリアしたほか、県が主催した「あおもりの旨い米グランプリ」では、青森市の大柳壽憲さんが「青天の霹靂」部門で見事グランプリを獲得しました。プロジェクトチームでは、平成28年度も引き続き指導を徹底し、県産米の評価向上に貢献していきます。



追肥講習会（7月7日）



## 伝統野菜「筒井紅かぶ」「笹石かぶ」の生産、需要の拡大

農業普及振興室では、青森市で100年以上前から栽培されてきた伝統野菜である「筒井紅かぶ」「笹石かぶ」を貴重な地域資源として活用するため、生産と需要の拡大に取り組んでいます。

### (1) 生産拡大

昨年度、あおもり伝統野菜研究会を立ち上げ生産者の掘り起しを図ったところ、今年度新たに生産者が5名増加し15名となりました。今後、栽培マニュアルを作成、栽培技術の向上を図る予定です。

#### 主な取組

- ・「あおもり伝統野菜研究会」の運営等（栽培講習会、目揃会、個別巡回指導）
- ・生産者の拡大：10名(26年)→15名(27年)
- ・種子選抜の実施、栽培実証ほ設置



レシピ集

### (2) 需要拡大

昨年度、商品開発した料理を12月2日からレシピ考案者の店舗で提供したほか、PR資材として料理レシピ集、のぼりを作成しました。また、青森市内の青果店での取扱いも始まり、徐々に認知度が高まっています。

#### 主な取組

- ・PR資材(レシピ集、のぼり)作成
- ・レシピ集発表会（12月1日）
- ・料理提供（8品・4店舗：12月2日～12月13日）
- ・販路開拓（青果店への紹介）



レシピ集発表会



## 朝市で無農薬・無化学肥料の野菜を販売 ～若手農業トップランナーのチャレンジ～

7月から11月まで毎月1回、朝9時半から青森市緑2丁目にある自然食品の店「たちばなや緑店」前で、若手農業トップランナーの森山友也さん(雲谷ト(もやと)森山農園)、萩原択さん(種八(たねはち)農園)、木村潤さん(八十味来(やそみく)農場)が、朝市を開催しました。

3人は就農して間もないですが、農薬や化学肥料を使わない自然栽培にこだわっており、雑草や病害虫と闘いながら、まだまだ手探り状態ですが、丹精込めて育てた、安全・安心で美味しい野菜を消費者に直接届けたいという思いから、この朝市を実現しました。黒キャベツや茎レタス、中玉トマト(ドイツ伝統品種など数種類)、ズッキーニ、じゃがいも(シンシア、レッドアンデスなど)、カラフル人参、コリンキーなど、採りたての野菜を持ちこんで、食べ方などを紹介しながら販売していました。

自然食品の店「たちばなや」の古川恵美子代表から「この朝市で、研究熱心な若手農業者との出会いがあり、改めて食と農業の大切さを学んだ。ファンになったお客様のためにも、この取組の和を広げて欲しい」とエールをいただき、来年も継続することになりました。



中玉トマトと柔らかさが特徴のねぎ



今年、最後の朝市(11月19日)



## 若手女性が加工・直売などの起業にチャレンジ!

農業普及振興室では、昨年度から若手女性を対象に、「若手女性起業チャレンジセミナー」を開催しています。今年度は3回開催し、商談会の見学、こだわりの食提供のための講話と調理実習、情報発信やPOPづくりの講演と演習などを実施しました。

毎回7~8人が参加し、自分が目指す起業活動に役立てようと、熱心に知識や技術の習得に努めていました。また、回を重ねるごとに参加者同士の会話が増え、連絡先を交換し合う姿が多くなってきました。一部では、販路開拓などで連携する事例も出てきました。

また、受講者3名が、県の補助金(農山漁村女性起業チャレンジ支援事業)を活用して、製粉機導入による加工品目の拡大、ホームページ開設や厨房設備整備によるトマトの販売拡大、加工機器等の導入によるパンの製造販売などに取り組み、農業経営の一部門として本格的に起業しました。



商品PRのためのPOPづくり

若手女性達は点在していますが、セミナーでつながったネットワークを活用しつつ、商品開発や新しいサービス提供などにチャレンジしています。当室では、東青地域の女性起業活動を盛り上げていけるよう、今後とも支援していきます。



## 福士武造さん「緑白綬有功章(大日本農会)」を受章!

平成27年11月17日(火)に東京都港区の三会堂ビル石垣記念ホールで、青森市浪岡の福士武造さんが大日本農会の農事功績表彰において、「緑白綬有功章」を受章されました。

この表彰事業は、農業上の改良の奨励や研究に関して功績が顕著であった方々を表彰するものです。

福士さんは、独自に水田の地下かんがい法と直交は種による不耕起V溝直播栽培を開発し、省力かつ多収な水稻・大豆の大規模田畑輪換体系を確立しました。

また、その技術指導を広く県内外で行い積極的に普及を図ったこと、生産した大豆により地域の食産業の振興と食育にも貢献したことが高く評価されました。



受章式後の福士武造さん(右)と長男の明宏さん



## 農福連携で農業の労働力不足を解消

県では、平成26年から農業における労働力不足の軽減と障がい者の社会参画などを目指して、農家と障がい者福祉施設のマッチングによる「障がい者就労モデル実証」を実施しています。

東青地域ではこれまでに6農家がモデル実証を実施し、障がい者が各農家のほ場においてカシスの収穫・選別、畑の除草、じゃがいもの土落とし・選別、トマトの芽かきや摘葉、りんごのシルバーシート敷き、収穫後の片付け作業などを行いました。

障がい者への依頼は、福祉施設への作業委託という形態で行ったため、作業に当たっては施設の指導員が同行し、ほ場への送迎や、農家と障がい者のつなぎ役をしてくれるので、農家も安心して作業を依頼できたようです。実施前は障がい者の雇用に不安を感じていた農家も、実施後には、「作業してもらえて助かったのでまたお願いしたい」と好評でした。

農業普及振興室では、このような障がい者福祉施設への農作業委託のマッチングを支援していますので、興味がある方はお気軽に御相談ください。



## 食品表示法により、新しい表示へと移行します

平成27年4月に食品表示法が施行されたことに伴い、新たな食品表示基準が示されました。主な変更点として、アレルギー表示や原材料名表示、添加物表示、製造所固有記号の使用方法、栄養成分表示の義務化など、加工食品の表示方法が改正されたこと、また「機能性表示制度」の新設により、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する化学的根拠などの必要な事項を販売前に消費者庁に届出することで、機能性を表示することができるようになった点などがあります。

新しい表示へ移行するための経過措置期間は、加工食品と添加物が5年間(平成32年3月31日まで)、生鮮食品が1年6か月間(平成28年9月30日まで)設けられていますが、表示の変更に当たっては、多くの時間を要するほか、新たな経費の発生なども予想されますので、農業普及振興室や保健所などの相談窓口を活用しながら、計画的に対応しましょう。